

別添 4
社援地発 0401 第 5 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」
の一部改正について

令和 6 年 4 月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）については、本日から施行される。改正法においては、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられ、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）についても、支援関係機関の連携強化等の措置として、法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置の努力義務化等の改正が行われた。

これに伴い、今般、「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 7 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。以下「通知」という。）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正した。特に、支援関係機関の連携強化のため、家計改善支援事業との連携についても示すこととしたため、各自治体におかれては、改正法による改正後の法や通知の趣旨及び内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしく願いたい。

また、別紙のとおり、文部科学省から関係機関宛てに通知されているので、ご了知いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>各 <u>都道府県・市区町村</u> 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 （公印省略）</p> <p style="text-align: center;">生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について</p> <p>生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業、<u>子どもの学習・生活支援事業</u>の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの<u>生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）</u>に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。</p> <p>とりわけ、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の施行も踏まえ、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援制度に基づく生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援は、次世代を担う子どもの育ちを支援する施策の一つとして、文部科学省が実施する教育施策と連携することが重要であり、<u>法においても、法に基づく事業の実施に当たっては、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に基づく学習の機会を提供する事業等と連携を図るよう努めることとされている。</u></p>	<p>各 <u>都道府県</u> <u>指定都市</u> 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿 <u>中核市</u></p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 （公印省略）</p> <p style="text-align: center;">生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について</p> <p><u>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、改正法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行されている。</u></p> <p>生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの<u>法</u>に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。</p> <p><u>そのため、関係部局の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第 9 条の規定においては、都道府県等は、教育機関を含む関係機関等の関係者により構成される会議（以下「支援会議」という。）を組織することができること及びその構成員は支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことが規定され、関係機関間で生活困窮者の支援に必要な情報共有体制の構築が可能となるほか、改正法による改正後の法第 8 条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、自治体の教育担当部局についても、これらの関係部局に該当する。</u></p> <p>とりわけ、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の施行も踏まえ、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援制度に基づく生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業は、次世代を担う子どもの育ちを支援する施策の一つとして、文部科学省が実施する教育施策と連携することが重要であり、<u>生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の附帯決議においても、「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携を図ること」とされている。</u></p> <p><u>また、法に基づく子どもの学習支援事業については、改正法による改正後の法第 3 条第 7 項の規定において、従来の学習支援に加え、</u></p>

については、生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について下記のとおり通知する。また、別紙のとおり、文部科学省より関係機関宛てに通知されているので、各自治体におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者自立支援制度主管部局と教育委員会、都道府県私立学校主管課等との連携

法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮世帯の子どもを早期に発見することが必要である。このため、学校等や家庭教育支援等の取組を通して子どもの状況を把握している教育委員会や都道府県私立学校主管課等（以下「教育委員会等」という。）と生活困窮者自立支援制度担当の部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要である。

なお、生活困窮世帯の子どもの支援については、学習だけではなく、生活習慣や育成環境の改善の支援等を包括的に実施することが重要である。また、課題を抱えている子どもについては、その保護者や家庭に経済的な課題等を抱えている場合も多いと考えられ、このような場合、適切に自立相談支援機関につなぎ、保護者等に対して生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援等を行うことが重要と考えられる。

さらに、子どもの状況により、個人情報取り扱いに留意しつつ、教育関係者にも適切につなぐ関係を構築することも重要である。

また、法第 9 条の規定において、福祉事務所設置自治体は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織するよう努めることとされ、その構成員に課せられた守秘義務の下、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の実情に応じ、関係機関との調整の上決定していくこととなるが、生活困窮世帯の子どもの支援に当たって、教育委員会等や学校関係者を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。

- ・ 子どもの生活習慣・環境の改善に向けた子どもやその保護者への支援
- ・ 高校中退の子どもや、高校へ行っていない子どもなどの「高校生世代」の進路選択に当たったの相談支援

等の拡充を行い、「子どもの学習・生活支援事業」として強化される。（平成 31 年 4 月 1 日施行）

については、両施策における連携について下記のとおり通知する。また、別紙のとおり、文部科学省より関係機関宛てに通知されているので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者自立支援制度主管部局と教育委員会、都道府県私立学校主管課等との連携

法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮世帯の子どもを早期に発見することが必要である。このため、学校等や家庭教育支援等の取組を通して子どもの状況を把握している教育委員会や都道府県私立学校主管課等（以下「教育委員会等」という。）と生活困窮者自立支援制度担当の部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要である。

なお、生活困窮世帯の子どもの支援については、学習だけではなく、生活習慣や育成環境の改善の支援等を包括的に実施することが重要である。また、課題を抱えている子どもについては、その保護者や家庭に経済的な課題等を抱えている場合も多いと考えられ、このような場合、適切に自立相談支援機関につなぎ、保護者等に対して生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援等を行うことが重要と考えられる。

さらに、子どもの状況により、個人情報取り扱いに留意しつつ、教育関係者にも適切につなぐ関係を構築することも重要である。

また、改正法による改正後の法第 9 条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織することができることとされ、その構成員に対する守秘義務を課すことにより、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の実情に応じ、関係機関との調整の上決定していくこととなるが、生活困窮世帯の子どもの支援に当たって、教育委員会や学校関係者を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関

これらを踏まえ、法第8条第2項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、その業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされている。

この規定を踏まえ、教育委員会等には、教育面に課題や困難を抱えているのみならず、経済的な困窮や複合的な課題を有している者が訪れることもあると考えられるため、こういった複合的な課題を抱える者が相談に来た場合や、学校等の業務、家庭教育支援チーム等による家庭への相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組等を通じて生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了解いただくとともに、教育委員会等に対し協力を促されたい。

3 学習支援に関する事業の連携

厚生労働省では、生活困窮者自立支援制度において、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の児童生徒等に対する学習支援や保護者への進学助言を行う子どもの学習・生活支援事業を実施しているほか、こども家庭庁では、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき、ひとり親家庭の子どもに対する基本的な生活習慣の習得や学習支援を行う子どもの生活・学習支援事業を行っている。また、文部科学省では、社会教育法に基づき地域と学校が連携・協働して学習機会を提供する取組を推進しており、地域と学校の連携・協働体制構築事業において支援を行っているところである。これまでも、地域の実情に鑑みながら、生活困窮家庭であって学習が遅れがちな児童生徒等に対する学習支援として、どのような実施方法が効果的なのか、それぞれの事業の対象者や支援内容等を踏まえつつ、自立相談支援機関と教育委員会等が互いの事業の内容や実施状況を把握し、連携を図っていただきたい旨をお願いしてきた。

一方で、上記3つの事業については、それぞれ異なる目的・対象者像となっているが、その対象者像や、事業を実施する際の資源である学習支援の会場や学習ボランティア等について一部重なりも見られるとの指摘もある。

このため、各事業実施主体において効果的かつ効率的な実施を行う観点から、これらの事業間の連携を進めていく必要があり、実際に地域において連携している事例も見られる。

これらを踏まえ、法第7条第5項において、子どもの学習・生活支援事業を含む任意事業を実施する際の努力義務として、他法に基づく子どもの学習支援関係施策その他の施策との連携が規定されている。

この規定を踏まえ、例えば、学習ボランティアなど学習支援事業に関わる人材確保に関しては、同一自治体内で実施する学習支援事業の担当者間で連携し、学習ボランティアの募集を連携して実施することや、学習支援を利用する子どもとボランティアの間に「コーディネーター」を配置することなど、地域の実情に応じた方策により、効果的・効率的な事業の推進をお願いしたい。

4 生活困窮者自立支援制度の相談支援員等と学校関係者との連携

支援が必要と考えられる子どもの状況や必要な情報は、学校等において把握されている。生活困窮者自立支援制度の相談支援員等（以下「相談支援員等」という。）は、日頃から学校等に出向き必要な情報交換を行うなど学校関係者とのつながりを構築することが重要である。なお、学校が保有する子どもの個人情報については、基本的に保護者の同意を得て共有するなど、取扱いに留意すること。

が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、その業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたものである。

この規定を踏まえ、教育委員会等には、教育面に課題や困難を抱えているのみならず、経済的な困窮や複合的な課題を有している者が訪れることもあると考えられるため、こういった複合的な課題を抱える者が相談に来た場合や、学校等の業務、家庭教育支援チーム等による家庭への相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組等を通じて生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了解いただくとともに、教育委員会等に対し協力を促されたい。

3 学習支援に関する事業の連携

厚生労働省では、生活困窮者自立支援制度において、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の児童生徒等に対する学習支援や保護者への進学助言を行う子どもの学習・生活支援事業を実施しているほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき、ひとり親家庭の子どもに対する基本的な生活習慣の習得や学習支援を行う子どもの生活・学習支援事業を行っている。また、文部科学省では、社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく地域学校協働活動を推進するための地域学校協働活動推進事業等において、子どもの学習支援の充実を図っているところである。これまでも、地域の実情に鑑みながら、生活困窮家庭であって学習が遅れがちな児童生徒等に対する学習支援として、どのような実施方法が効果的なのか、それぞれの事業の対象者や支援内容等を踏まえつつ、自立相談支援機関と教育委員会等が互いの事業の内容や実施状況を把握し、連携を図っていただきたい旨をお願いしてきた。

一方で、上記3つの事業については、それぞれ異なる目的・対象者像となっているが、その対象者像や、事業を実施する際の資源である学習支援の会場や学習ボランティア等について一部重なりも見られるとの指摘もある。

このため、各事業実施主体において効果的かつ効率的な実施を行う観点から、これらの事業間の連携を進めていく必要があり、実際に地域において連携している事例も見られる。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第7条第4項において、子どもの学習・生活支援事業を含む任意事業を実施する際の努力義務として、他法に基づく子どもの学習支援関係施策その他の施策との連携が規定されている。

この規定を踏まえ、例えば、学習ボランティアなど学習支援事業に関わる人材確保に関しては、同一自治体内で実施する学習支援事業の担当者間で連携し、学習ボランティアの募集を連携して実施することや、学習支援を利用する子どもとボランティアの間に「コーディネーター」を配置することなど、地域の実情に応じた方策により、効果的・効率的な事業の推進をお願いしたい。

4 生活困窮者自立支援制度の相談支援員等と学校関係者との連携

支援が必要と考えられる子どもの状況や必要な情報は、学校等において把握されている。生活困窮者自立支援制度の相談支援員等は、日頃から学校等に出向き必要な情報交換を行うなど学校関係者とのつながりを構築することが重要である。なお、学校が保有する子どもの個人情報については、基本的に保護者の同意を得て共有するなど、取扱いに留意すること。

また、学校と福祉施策をつなぐ役割はスクールソーシャルワーカーが担っているため、相談支援員等と連携を図ることが必要である。これにより、福祉による支援を必要とする子どもをその保護者も含め、法に基づく支援等によりつなぎやすくしていくことが重要である。例えば、給食費等の滞納が見受けられる場合等に、家計改善支援事業において、家計表や家計再生プランを作成して家計を「見える化」し、滞納整理に向けた支援を行うことにより、滞納の解消を目指すことも考えられる。このため、家計改善支援事業の相談支援員との連携も有効である。

さらに、高等学校等への進学を希望する者又は進学した者について、家庭の経済状況等により断念するといったことが生じないようにする必要がある。学校や教育委員会等においては、家庭の状況や本人の変化に気づいたときなどに、生活困窮世帯の子どもに関する情報について、必要に応じて相談支援員等に情報提供をして、生活困窮者自立支援制度の事業につなぐことが考えられる。なお、生活困窮者自立支援制度において高校生世代などを対象に子どもの学習・生活支援事業による学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に実施することにより、中退防止の効果だけでなく、自分の将来への具体的イメージの形成などの基礎づくりにも効果があると考えられる。

また、高等学校等における中退防止に取り組みつつ、中退者については、経済的に困窮するリスクも高いことから、相談支援や就労支援等を行う場として、必要に応じ、自立相談支援機関につなぐことも重要である。

また、学校と福祉施策をつなぐ役割はスクールソーシャルワーカーが担っているため、法の相談支援員等と連携を図ることが必要である。これにより、福祉による支援を必要とする子どもをその保護者も含め、法に基づく支援等によりつなぎやすくしていくことが重要である。

さらに、高等学校等への進学を希望する者又は進学した者について、家庭の経済状況等により断念するといったことが生じないようにする必要がある。学校や教育委員会等においては、家庭の状況や本人の変化に気づいたときなどに、生活困窮世帯の子どもに関する情報について、必要に応じて自立相談支援機関の相談支援員等に情報提供をして、生活困窮者自立支援制度の事業につなぐことが考えられる。なお、生活困窮者自立支援制度において高校生世代などを対象に子どもの学習・生活支援事業による学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に実施することにより、中退防止の効果だけでなく、自分の将来への具体的イメージの形成などの基礎づくりにも効果があると考えられる。

また、高等学校等における中退防止に取り組みつつ、中退者については、経済的に困窮するリスクも高いことから、相談支援や就労支援等を行う場として、必要に応じ、自立相談支援機関につなぐことも重要である。

参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 7 号
平成 27 年 3 月 27 日
一 部 改 正
社援地発 1001 第 8 号
平成 30 年 10 月 1 日
一 部 改 正
社援地発 0329 第 5 号
平成 31 年 3 月 29 日
一 部 改 正
社援地発 0401 第 5 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。

とりわけ、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の施行も踏まえ、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援制度に基づく生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援は、次世代を担う子どもの育ちを支援する施策の一つとして、文部科学省が実施する教育施策と連携することが重要であり、法においても、法に基づく事業の実施に当たって

は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に基づく学習の機会を提供する事業等と連携を図るよう努めることとされている。

については、生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について下記のとおり通知する。また、別紙のとおり、文部科学省より関係機関宛てに通知されているので、各自治体におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者自立支援制度主管部局と教育委員会、都道府県私立学校主管課等との連携

法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮世帯の子どもを早期に発見することが必要である。このため、学校等や家庭教育支援等の取組を通して子どもの状況を把握している教育委員会や都道府県私立学校主管課等（以下「教育委員会等」という。）と生活困窮者自立支援制度担当の部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要である。

なお、生活困窮世帯の子どもへの支援については、学習だけではなく、生活習慣や育成環境の改善の支援等を包括的に実施することが重要である。また、課題を抱えている子どもについては、その保護者や家庭に経済的な課題等を抱えている場合も多いと考えられ、このような場合、適切に自立相談支援機関につなぎ、保護者等に対して生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援等を行うことが重要と考えられる。

さらに、子どもの状況により、個人情報取り扱いに留意しつつ、教育関係者にも適切につなぐ関係を構築することも重要である。

また、法第 9 条の規定において、福祉事務所設置自治体は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織するよう努めることとされ、その構成員に対する守秘義務の下、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の実情に応じ、関係機関との調整の上決定していくこととなるが、生活困窮世帯の子どもへの支援に当たって、教育委員会等や学校関係者を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができている生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が重要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。

これらを踏まえ、法第 8 条第 2 項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、その業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされている。

この規定を踏まえ、教育委員会等には、教育面に課題や困難を抱えているのみならず、経済的な困窮や複合的な課題を有している者が訪れることもあると考えられるため、こういった複合的な課題を抱える者が相談に来た場合や、学校等の業務、家庭教育支援チーム等による家庭への相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組等を通じて生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了知いただくとともに、教育委員会等に対し協力を促されたい。

3 学習支援に関する事業の連携

厚生労働省では、生活困窮者自立支援制度において、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の児童生徒等に対する学習支援や保護者への進学助言を行う子どもの学習・生活支援事業を実施しているほか、こども家庭庁では、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に基づき、ひとり親家庭の子どもに対する基本的な生活習慣の習得や学習支援を行う子どもの生活・学習支援事業を行っている。また、文部科学省では、社会教育法に基づき地域と学校が連携・協働して学習機会を提供する取組を推進しており、地域と学校の連携・協働体制構築事業において支援を行っているところである。これまでも、地域の実情に鑑みながら、生活困窮家庭であって学習が遅れがちな児童生徒等に対する学習支援として、どのような実施方法が効果的なのか、それぞれの事業の対象者や支援内容等を踏まえつつ、自立相談支

援機関と教育委員会等が互いの事業の内容や実施状況を把握し、連携を図っていただきたい旨をお願いしてきた。

一方で、上記3つの事業については、それぞれ異なる目的・対象者像となっているが、その対象者像や、事業を実施する際の資源である学習支援の会場や学習ボランティア等について一部重なりも見られるとの指摘もある。

このため、各事業実施主体において効果的かつ効率的な実施を行う観点から、これらの事業間の連携を進めていく必要があり、実際に地域において連携している事例も見られる。

これらを踏まえ、法第7条第5項において、子どもの学習・生活支援事業を含む任意事業を実施する際の努力義務として、他法に基づく子どもの学習支援関係施策その他の施策との連携が規定されている。

この規定を踏まえ、例えば、学習ボランティアなど学習支援事業に関わる人材確保に関しては、同一自治体内で実施する学習支援事業の担当者間で連携し、学習ボランティアの募集を連携して実施することや、学習支援を利用する子どもとボランティアの間に「コーディネーター」を配置することなど、地域の実情に応じた方策により、効果的・効率的な事業の推進をお願いしたい。

4 生活困窮者自立支援制度の相談支援員等と学校関係者との連携

支援が必要と考えられる子どもの状況や必要な情報は、学校等において把握されている。生活困窮者自立支援制度の相談支援員等（以下「相談支援員等」という。）は、日頃から学校等に出向き必要な情報交換を行うなど学校関係者とながりを構築することが重要である。なお、学校が保有する子どもの個人情報については、基本的に保護者の同意を得て共有するなど、取扱いに留意すること。

また、学校と福祉施策をつなぐ役割はスクールソーシャルワーカーが担っているため、相談支援員等と連携を図ることが必要である。これにより、福祉による支援を必要とする子どもをその保護者も含め、法に基づく支援等によりつなぎやすくしていくことが重要である。例えば、給食費等の滞納が見受けられる場合等に、家計改善支援事業において、家計表や家計再生プランを作成して家計を「見える化」し、滞納整理に向けた支援を行うことにより、滞納の解消を目指すことも考えられる。このため、家計改善支援事業の相談支援員との連携も有効である。

さらに、高等学校等への進学を希望する者又は進学した者について、家庭の経済状況等により断念するといったことが生じないようにする必要がある。学校や教育委員会等においては、家庭の状況や本人の変化に気づいたときなどに、生活困窮世帯の子どもに関する情報について、必要に応じて相談支援員

等に情報提供をして、生活困窮者自立支援制度の事業につなぐことが考えられる。なお、生活困窮者自立支援制度において高校生世代などを対象に子どもの学習・生活支援事業による学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に実施することにより、中退防止の効果だけでなく、自分の将来への具体的イメージの形成などの基礎づくりにも効果があると考えられる。

また、高等学校等における中退防止に取り組みつつ、中退者については、経済的に困窮するリスクも高いことから、相談支援や就労支援等を行う場として、必要に応じ、自立相談支援機関につなぐことも重要である。

生活困窮者自立支援法の一部改正を受け、生活困窮者自立支援制度に関する学校・教育委員会等と福祉関係機関との連携について、改めてご連絡するものです。
別添1にて通知の主なポイントをまとめておりますので併せてご覧ください。

30文科生第435号
平成30年10月1日
一部改正
6文科教第2194号
令和7年4月1日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社
を 所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

殿

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 長
茂 里 毅

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
望 月 禎

生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との
連携について（通知）

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者自立支援法等の一部を
改正する法律（令和6年法律第21号）が令和6年4月24日に公布され、令和7年4月1
日より施行されます（別添2）。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社
会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援
事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業、子どもの
学習・生活支援事業などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものです。そして生活
困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの生活困窮者自立支援法（平成25

年法律第 105 号。以下「法」という。)に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要です。

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」(令和 6 年法律第 68 号)においても、こどもの貧困対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、就労の支援、経済的支援等の施策により総合的に取り組むことが求められているところです。

については、平成 30 年 10 月に、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 44 号)が施行されることを踏まえ「生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について(通知)」(30 文科生第 435 号平成 30 年 10 月 1 日文科省生涯学習政策局長、初等中等教育局長事務取扱通知)を発出したところですが、同通知を一部改正し、法の施行に当たっての留意事項を下記のとおり改めて通知いたしますので、貴職におかれては、これまでも既に取り組んでいただいているところですが、生活困窮者自立支援制度を所管する福祉部局等との連携を積極的に進めていただくとともに、所管・所轄の学校、域内の市町村教育委員会及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、別途厚生労働省より生活困窮者自立支援制度主管部(局)長に対しても、生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について別添 3 のとおり通知されていることを申し添えます。

記

- 1 生活困窮者自立支援制度所管部局と教育委員会や都道府県私立学校主管課等の連携
生活困窮家庭の児童生徒等を早期に発見し、必要な支援を行うことにより、法に基づく支援が効果的に行われることから、生活困窮者自立支援制度所管部局と教育委員会や都道府県私立学校主管課等(以下「教育委員会等」という。)が、支援体制の構築のために連携することが重要です。

法第 9 条の規定により、都道府県等は、支援会議を組織するよう努めることとされています。支援会議においては、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換や、生活困窮者が地域において日常生活等を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うこととされており、必要があると認めるときは、関係機関等に対して生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるとされています。

教育委員会等においては、支援会議からの求めがあった場合のみならず、生活困窮者自立支援制度所管部局に対し、学校等が把握している児童生徒等の状況を情報提供することや、教育委員会等が行う教育の支援に関する情報を共有することも必要です。その際、児童生徒等の問題行動の背景にはその家庭に経済的な課題があり、課題の解決のため福祉的な支援が必要な場合も多いと考えられることから、生活困窮者自立支援制度所

管部局と連携して福祉的な支援につなげることも求められます。

については、教育委員会等においては、生活困窮者自立支援制度所管部局との日常的な情報交換を行うことにより、双方の制度・事業等を互いに理解するよう努めていただき、支援会議への参加又は協力のほか、例えば双方の制度・事業等の広報資料をそれぞれの窓口に置いたり、教育委員会等に配置されているスクールソーシャルワーカーとの連携を組織的に行ったりすること等により、連携を図っていただきますようお願いいたします。

その際、教育委員会及び学校等が保有する児童生徒等の個人情報の提供に当たっては、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）の目的、基本理念等を踏まえて、本人の同意を得て提供するなど、児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮のうえ必要な情報を提供いただくよう留意してください。また、早期に福祉的な支援につなげられるよう、あらかじめどのような情報を提供できるのか生活困窮者自立支援制度所管部局と教育委員会等が協議することも検討願います。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができている生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘があります。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら福祉事務所設置自治体又はその委託により実施している自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）の相談窓口で相談をすることが困難な者も少なくありません。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が重要です。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口で確実につなげていくことが必要です。

これらを踏まえ、法第 8 条第 2 項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、その業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされています。

この規定を踏まえ、教育委員会等には、教育面に課題や困難を抱えているのみならず、経済的な困窮や複合的な課題を有している者が訪れることもあると考えられるため、こういった複合的な課題を抱える者が相談に来た場合や、学校等の業務、家庭教育支援チーム等による家庭への相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組等を通じて生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきますようお願いいたします。

3 学習支援に関する事業の連携

厚生労働省では、生活困窮者自立支援制度において、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯も含む生活困窮世帯の児童生徒等に対する学習支援や保護者への進学助言を行う子どもの学習・生活支援事業を実施しているほか、こども家庭庁では、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、ひとり親家庭の子どもに対する基本的な生活習慣の習得や学習支援を行う子どもの生活・学習支援事業を行っています。また、文部科学省では、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に基づき地域と学校が連携・協働して学習機会を提供する取組を推進しており、地域と学校の連携・協働体制構築事業において支援を行っているところです。

地域の実情に鑑みながら、生活困窮家庭であって学習が遅れがちな児童生徒等に対する学習支援として、教育的な観点からどのように支援を行うことが効果的なのか、それぞれの事業の対象者や支援内容等を踏まえつつ、自立相談支援機関と教育委員会等が互いの事業の内容や実施状況を把握し、連携を図っていただくようお願いします。

4 自立相談支援機関の相談支援員等と学校等との連携

1 でも述べたとおり、児童生徒等の問題行動の背景にはその家庭に経済的な課題を抱えていたり、福祉的な支援が必要な場合があります。また、高等学校等への進学を希望する者又は進学した生徒について、学びたいという意欲があるにも関わらず、家庭の経済状況等により進学を断念したり、中途退学したりすることが生じないようにするため、事態の未然防止や中途退学者の生活・就労・学び直し等の支援が必要な場合もあります。こうした生活困窮家庭の児童生徒等への支援等にあって必要な場合、その児童生徒等に関する情報を、自立相談支援機関が、学校等を通じて把握することは重要です。

このため、自立相談支援機関に配置される生活や就労に関する相談支援を行う相談支援員等が、情報の把握のために学校等を訪問した際には、必要な情報交換を行うようお願いします。

学校や教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカーは、福祉等の関係機関とのネットワーク構築や、連携・調整等の重要な役割を担っています。このため、福祉による支援を必要とする児童生徒等の早期発見や当該児童生徒の家庭等も含めた支援につなげていくために、スクールソーシャルワーカーと自立相談支援機関の相談支援員等が日頃から情報共有を行うことが重要です。

2 でも述べたとおり、教育委員会等において、生活困窮者を把握したときには生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うよう努力義務が規定されていることも踏まえ、例えばスクールソーシャルワーカーが家庭の状況に応じて、自立相談支援機関への相談を促しやすいような環境を整えるなど、必要な体制の構築に努めていただくようお願いします。

生活困窮者自立支援制度では、例えば、給食費等の滞納が見受けられる場合等に、家計改善支援事業(※)において、家計表や家計再生プランを作成して家計を「見える化」し、滞納整理に向けた支援を行うことにより、滞納の解消を目指すことも考えられます。このため、家計改善支援事業の内容についても、併せてお知らせいたします。

なお、在学者のみならず、高等学校等の中途退学者については、中途退学後経済的に困窮するおそれも特に高いことから、国が現在実施している取組も活用し、教育委員会等において高等学校等における中途退学の未然防止や学び直し等の支援に取り組んでいただくとともに、中途退学者やその家庭に対して、生活や就労に関する相談支援等を行う場として自立相談支援機関を活用することができる旨、周知していただくようお願いいたします。

※家計改善支援事業とは、家計表の作成により家計の状況を「見える化」し、生活困窮者本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施する事業(別添4)。

【本件担当】

＜全体＞

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
共生社会学習企画係
03-5253-4111 (内線3276)

＜家庭教育支援＞

総合教育政策局地域学習推進課家庭教育支援室家庭教育振興係
03-5253-4111 (内線3467)

＜スクールソーシャルワーカー＞

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第二係
03-5253-4111 (内線3289)

＜地域と学校の連携・協働による学習支援＞

総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働推進室
03-5253-4111 (内線3284)

生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と 福祉関係機関との連携について(通知)のポイント

別添1

今回の法改正のポイント

- ①生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供、助言等を行う事業を法定化
- ②生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立支援する場合に、新生活支援のため一時金を支給

1. 生活困窮者自立支援制度所管部局と教育委員会等の連携

※今回の通知における新規記載事項は青字

- 生活困窮者自立支援制度所管部局との日常的な情報交換により双方の制度・事業等の理解に努め、支援会議への参加又は協力のほか、教育委員会等に配置されているSSWとの連携を組織的に行ったりすること等による連携を図ること。その際、早期に支援につなげられるよう、あらかじめどのような情報を提供できるのかについての協議を検討すること。

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨

- 学校等の業務、家庭教育支援チーム等による家庭への相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を通じて生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めること。

3. 学習支援に関する事業の連携

- 地域の実情に鑑みながら、生活困窮家庭であって学習が遅れがちな児童生徒等に対する学習支援として、教育的な観点からどのように支援を行うことが効果的なのか、それぞれの事業の対象者や支援内容等を踏まえつつ、自立相談支援機関と教育委員会等が互いの事業の内容や実施状況を把握し、連携を図ること。

4. 自立相談支援機関の相談支援員等と学校等との連携

- 教育委員会等においては、SSWが家庭の状況に応じて、自立相談支援機関への相談を促しやすいような体制の構築など、生活困窮者を把握したときには、自立相談支援事業等の利用の勧奨等に努めること。また、高等学校等の中途退学者について、中途退学者やその家庭に対して、生活や就労に関する相談支援等を行う場として自立相談支援機関を活用することができる旨周知すること。
- 生活困窮者自立支援制度では、例えば、給食費等を滞納が見受けられる場合等に、生活困窮者自立支援制度における家計改善支援事業(※)において、家計表や家計再生プランを作成して家計を「見える化」し、滞納の解消へ向けた支援を行うことも考えられること。

※家計改善支援事業とは、家計表の作成により家計の状況を「見える化」し、生活困窮者本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施する事業。

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定的な生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定的な生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

対象者

家計の状況がわかっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者

支援の概要

- ・ 家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援
- ・ 家計の状況を「見える化」したうえで、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施

＜支援の流れとねらい＞

家計に対して指導を行うわけではない

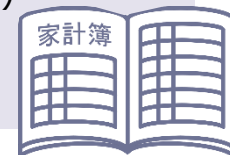
1. **世帯の家計の見える化（相談時家計表の作成）**：収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく。



2. **月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討（家計計画表・キャッシュフロー表の作成）**：家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める。（各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス）



3. **継続面談を通じたモニタリング**：本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援。



【本人の状況に応じて組み込む支援】



滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還に向けた滞納相談窓口への同行支援、貸付のあっせん等

期待される効果

- ・ 家計はもとより、その背景にある生活全般にわたる課題を把握することができる。
- ・ 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整い、将来の収支変動にも対応可能に。
- ・ 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。